

様式 3

会 議 録

会議名 (審議会等名)		都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る 第 2 回相模原都市計画審議会小委員会		
事務局 (担当課)		都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)		
開催日時		令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時		
開催場所		相模原市立産業会館 3 階 大研修室 A		
出席者	委 員	8 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 人 (阿部善博委員)		
	事務局	5 人 (都市計画課長 他 4 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由				
議 題		(1) 都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する 基本方針について		

議 事 の 要 旨

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。
主な内容は次のとおり。

議題

(1) 都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する基本方針について
事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(阿部健委員) 資料26ページの「水とみどり」についてだが、地域の中の農地について、農業委員会で把握している数字では、実際の作付面積が約1,500haとなっている。

市として把握している農地約1,900haよりも、実際に耕作されている面積は少なく、多くは都市計画区域外や市街化調整区域に分布している。

農業、林業は、災害を防ぐための産業の一つとして考えるべきとした時に、「水とみどり」の中で、どのような記載で都市計画マスタープランに落とし込んでいくのか現時点で考えはあるか。

(事務局) 資料19ページで「水とみどりー豊かな自然環境ー」について触れているが、御意見をいただいた農地も含め、都市計画区域外や非線引き区域の多くは森林であり、森林の保水機能等を高めることによって、災害対策に繋がるということも、大事な視点であると考えている。

(村山委員) 資料にある「産業動向」の業種ごとの推移について伺う。

一般的には、小売、観光、製造などが中心であると思うが、インフラの整備や修繕、或いは実際に災害が起こった時の処理等を考えると、土木業者が重要となり、市の中で賄えるかどうかを把握するのもよいと思う。

令和元年東日本台風の際には、重機による作業が重要と思ったが、現在、津久井地域の多くの土木業者が廃業をしている状況である。

雪が降ると、重機を所有する地元業者が先に作業をしており、行政の出番の前に民間で処理をしている実態がある。

これらを踏まえると、災害対応については、土木的な潜在能力が重要ではないかと思う。

現在の資料から土木業者に関連する内容として、25ページの「都市経営」の中で土木費の推移を把握していることから、予算に占める割合から傾向を理解すればよいと感じた。

しかしながら、災害が起こった時に、どの程度自力で対応できるのか

を把握するため、産業動向や予算に占める割合を踏まえ、土木業者の現状把握を考えてもよいのではと思った。

(落合委員) 農家の方々は大きなトラクター等を所有しており、降雪や災害時に一時的に力を貸していただくなど、関係機関と調整した上で記載していくこともよいと思う。

また、農地の関係についてだが、「水とみどり」というと津久井地域をイメージするが、農地は都市の中にあるべきものという考えであり、その一つとして防災機能という側面も重要であることから、「水とみどり」以外の全般の中で記載することが大切だと思う。

(委員長) 生産緑地についても、現在はそのような趣旨となっているため、記載の検討をする。

(長谷川委員) 先ほど土木業の動向について話があったが、重要な視点であると感じた。

今回、小委員会で議論する中で、それらが都市計画マスタープランや立地適正化計画のどの部分に該当し、取り上げていくのかをよく考える必要がある。

都市構造という視点で考える場合、土地利用等が中心になると思うが、実際、災害時に土木業者がどのような役割を果たしていけるのかなど、また、ハード・ソフト両面から見た災害対策に関する部分で記載できると感じた。

商工会議所からは、市に対し、土木費の増額について要望を行っており、また、建設・土木関係の事業者の重要性を理解していただく際には、災害時に重要な役割を果たしていることをアピールポイントとしている。

(村山委員) 先ほどの質問の趣旨としては、「産業動向」の資料として、なぜ記載の業種を取り上げたのかを確認したものである。

本資料では、事業者数、従業員数、製造品出荷額、小売業、観光となっているが、防災やインフラ整備に関わるものなど、他にも業種がある中で、どういう視点で取り上げたのかが分からなかった。

土木やインフラは、まちを形作っている大事な要素であり、その潜在能力に関する記載がないのは、なぜかという質問であった。

委員長と事務局で、内容の追加等の整理を検討していただきたい。

(水野委員) 資料26ページを見ると、相模原市の東と西では、土地利用の様子が全く異なっており、それが相模原市の特徴であり、それをどう生かすのが重要である。

平時はもちろん、災害が起きた後にどういう対応を取るのかが、骨格になる部分である。

特に交通の視点で見ると、都心には繋がっているかもしれないが、東と西を繋ぐ路線は弱いと思う。

高速道路ではなく、一般道路をどのように強靱化していくかを考えなければならない。

市民が東と西の交流を深める手立てを考えるためにも、交通インフラとして、道路を強靱化していくことや修復、或いは補強することはすごく大事だと思う。

それがフェーズフリーという考え方であり、平時から災害時まで、シームレスに移行できるために必要なことである。

また、ライフラインの修復は大事であるが、資料上は盛り込まれていない。

下水道の老朽化問題について、どのような影響があるのか。

新しいまちであれば問題はないが、古いまちだと、地震が発生した場合、甚大な被害が出てしまうことから、修復型の計画というのにも必要だと思う。

(委員長) 平時から活発な交流があれば、何か災害が起きた場合でも、避難したり修復できたり、そういったことも可能になるし、また、そこに強靱なアクセス道路がないと実現が難しい。

東と西の連携を上手く図るという視点も考えていきたい。

(澤岡委員) 資料26ページに「バス路線の維持のためには、乗客数の維持が必要」と記載があり、確かにそうであると理解するが、乗客数の維持のためには、人口の維持が必要という文脈で整理がされている。

バスがないと人口が減少していくため、人口を維持する必要があるとも考えられるが、現実的に簡単に人口が増えることはないし、むしろ減少していくと思う。

バスが減便し、人口も減少していくという見込みの中で、どの程度のバス路線が維持できていれば、現在の人口が維持できるのか。

また、人口の流出を減らすことができるのか。

(事務局) 考えるポイントとしては、バスが先なのか、人口が先なのかということであると認識しており、現行の立地適正化計画は、バス路線やバス停留所を軸に居住誘導区域を設定している。

しかしながら、昨今のバス運転手の不足など社会情勢の影響により、中山間地域に限らず、例えば相模原駅北側のバス路線も廃止され、今後、

市街地でもバス路線の統廃合が進んでいく可能性がある。

人口密度が一定程度ある場所を維持していくのか、或いは、バス路線がある場所を維持していくのかは、考え方の整理が必要である。

資料１８ページのとおり、現在、中山間地域の交通再編について話が挙がっており、基幹バス路線、幹線バス路線を維持することとしているが、バスありきなのか人口ありきなのかは、まさに立地適正化計画をどのようにしていくのかという話に繋がっていく。

今後、詳細な分析を行い、第３回小委員会の資料で示していきたい。

(加藤委員) 立地適正化計画等の市の計画についてだが、バスは民間企業が運営しているため、民間企業を頼って計画を立てることに危険性があり、商売で成り立っていることを十分認識の上、計画立案をしていかないといけない。

交通の件でいうと、先ほど西と東をつなぐ一般道路の強靱化という意見があったが、それは相模原市だけではなく、市町村を跨ぐ話となるため、周辺の市町村を含めた検討が必要である。

(事務局) 中山間地域の交通再編について、市では、現在、乗合タクシー等を中山間地域で運行しており、今後、バス路線の統廃合に伴う公共交通の再編により、地域の移動手段を確保していくこととしており、本年１０月から、乗合タクシーを活用した実証実験をスタートすると聞いている。

コンパクト・プラス・ネットワークという、拠点と拠点の間を交通で繋ぐという立地適正化計画の考え方の中で、今後の交通再編については重要な事項となっている。

今後、こうした情勢の変化に対応するため、総合都市交通計画の見直しを検討しているところであり、それと連動する形で、立地適正化計画の居住誘導区域の設定の考え方等を検討していきたい。

(村山委員) 他の政令指定市は、バスや地下鉄を持っていることもあり、加藤委員の意見のとおり、利益が上がらないと民間企業は動かないという発想があるならば、市営で運行することもあると思った。

(委員長) 行政運営を考える中で、財政の側面から持続可能ということも考えていかないといけない。

都市計画は向こう１０年、２０年先の話を考えることになるが、途中で中断することも考え得るし、民間企業との競合もあるなどの問題はある。

(事務局) 今後、総合都市交通計画の見直しの中で、交通再編に係る必要な内容が整理されることになり、立地適正化計画と連携して進めることとな

る。

(委員長) 資料 7 ページの関係人口、交流人口については、明確な定義がなく、数字の把握が困難である。

現在、国において人口の算出方法を精査しており動向を注視したい。

(長谷川委員) 都市構造分析について、現状の把握や課題を考える際に、相模原市域の中だけでなく、もう少し広域的に周辺の地域を取り上げた上で考えたほうがよいと思った。

それは相模原市に限らず、日本中で人口が減少していく中で、より広域的に連携した中で取り組むことも出てくるためである。

(委員長) 多摩ニュータウンの検討にも携わっているが、その際には相模原市の動向の話が出てくる。

(村山委員) グリーンインフラの具体的なイメージは何か。

熊本では、農地から学校の校庭まで貯水できる箇所を作るという話があるが、相模原市において今、どういうグリーンインフラがあり、これからどういうところを発展させていくのか。

具体的に示せば、取組の効果がわかるため、教えてほしい。

(事務局) グリーンインフラには、広い意味があると認識している。

何かに新しく取り組むということもあるが、今ある自然環境等を守るというのも含めて、グリーンインフラと考える。

例えば、資料 19 ページの本市の「自然環境の状況」を見ていただくと、本市の半分が森林ということで、CO₂の削減に寄与するなど、ゼロカーボンに資するものと考えられる。

また、都市における緑地についても、例えば、災害による火災が起こった場合の延焼遮断帯になるなど、既に存在するものについても、様々な役割があるものと考ええる。

今後、河川、土木事業によって新規整備できれば、グリーンインフラの機能が高まると考えられる。

(落合委員) 農地もグリーンインフラに含まれるという理解でよいか。

(事務局) お見込みのとおりである。

(落合委員) そうであれば、グリーンインフラと農地を列挙するなど、明記した方がわかりやすい。

(村山委員) グリーンインフラのイメージは、治水のようなものだと思っている。

災害や水害等の減災対策に加え、ゼロカーボンに資するものだと思った。

灌漑用水路も大事であると思っており、位置付け、現状がどうなっ

いるかなどを具体化してくると、グリーンインフラが理解しやすくなると感じた。

(事務局) 第8回線引き見直しの議論の際にも話があったが、グリーンインフラという言葉だけが先走って、国全体としてキャッチコピーのようになっており、市の施策として何かあると言われると、グリーンインフラの施策ということでの展開はなされていない。

しかしながら、既に実施している取組自体も、実際にはグリーンインフラというものがあり、例えば、公園整備、治水対策もこれに当たると考えられるが、これだけではなく、広義の意味では、景観に関してもグリーンインフラという言葉が使われている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める際、課題で挙げた7項目を基本方針として引き継いでおり、その際にも、グリーンインフラをどうするのかという議論の中で、具体の施策として挙げたのが、住宅地の中で空き地が発生した時に、活用されない土地をポケットパークにするなど、そういう事例もあるのではという話になり、本文の中に落とし込んだ経過がある。

そのため、都市計画マスタープランで10年先、20年先のまちづくりを考えていく上では、キャッチフレーズとして入れざるを得ないものである。

委員おっしゃるとおり、何がグリーンインフラなのかというところは、まだ漠然としている状態であるが、今後、どういうものが具現化されていくのかなどを捉えていければと考えている。

(村山委員) 今答えがあるわけではなく、検討すべき項目として挙げておき、議論や事例等を探し、今後、具体化していくという理解でよいか。

(事務局) おっしゃるとおりであり、グリーンインフラという概念のもと、各事業が行われていくものと考えてる。

例えば、道路整備に当たり、グリーンインフラの考え方をを用いて、既に実施しているものもあり、植栽の設置や透水性舗装を始めとして、環境や景観に対する意識を高めることも、グリーンインフラに資するものではと思う。

公共事業だけではなく、民間開発においても、そのような意識付けをしていくことが、グリーンインフラの概念に近いと認識している。

(委員長) 意識を高めることは意義があると思う。

実際にグリーンインフラに資する事業を実施する場合を想定し、浅川流域における気象庁の雨量データを使用して、表面雨量について統計的

に計算したことがあり、1キロメッシュで都市的土地利用から自然的土地利用に10%、5%ぐらい転換した場合、どれくらい水の流出が抑えられるかをシミュレーションしたが、さほどではなかった。

それよりも、大規模な開発をする時に併せて、地下に貯留槽を入れた方が効果も大きく、特に地形的に被害が発生しやすい恐れのある場所については、その効果が大きい。

グリーンインフラは、少しでは効果がないが、ひとつひとつ社会全体として累積的に積み上げることにより、効果が出るものだと思う。

(村山委員) グリーンインフラの概念として、先ほど話があったように、農地や公園について別の機能があるなど、その在り方が見直されるならば、盛り込む方がよく、議論は引き続き行ってよいと思う。

(加藤委員) グリーンインフラについて、例えば市では、木もれびの森や街路樹の整備を行っているが、今後新規で設置をする場合は、維持管理に莫大な費用が掛かることを考えていかなければならない。

新規設置から5年、10年の比較的新しいものはよいが、50年経ったものについて、桜の木は、実際に伐採されていたり、他市では倒木による事故が発生したりということもあるため、目先だけではなくその先まで考える必要がある。

実際に台風の時には、木もれびの森において、倒木により道路が散々な状態になるところを見ていることから、現実としてそのようなことがあるということに、目を向けなくてはいけない。

(澤岡委員) ウェルビーイングの中身について、ウェルビーイングは何に関しても当てはまると思っており、都市計画マスタープランにおいて、具体的にはこれから検討していくことではあるが、先ほどのグリーンインフラの話のイメージのように、現時点でのイメージがあったら共有していただきたい。

(事務局) 第8回線引き見直しの議論の中で御意見をいただいているが、よりよい状態にするということで、まちづくりで掲げている3つのテーマ、項目の全てに掛かってくるものと考えている。

グリーンインフラの概念的なイメージと同じイメージを持っていたければと思う。

都市計画マスタープランにどのように反映していくべきかということについては、上位計画となる「整開保」に概念を掲げているため、同じく都市計画マスタープランにも掲げていくべきと考えている。

(澤岡委員) 主語はウェルビーイング、よりよい状態になるのは、ここに住んでい

る住民のみなさんという考え方でよいか。

(事務局) おっしゃるとおりである。

(長谷川委員) 住民に対して分かりやすい、見やすい計画にすることについては賛同する。

水郷田名については、居住誘導区域に入っているように見えるが、実は家屋倒壊等氾濫想定区域の災害ハザードが重なっているため、居住誘導区域からは除かれている。

そのため、実質上居住を誘導できるエリアは、ごく一部に限られており、私も審議会において様々な資料を拝見した中で理解したところである。

災害ハザードが広く重なっている区域として、中野や当麻もあると思うので、市民により知ってもらうために、どのような表現で整理すべきかをよく検討していく必要がある。

(阿部健委員) 関連して、浸水がある場所で、都市計画や建築の手法において、例えば、水が来ても大丈夫な場所に移転する、建物を高くすることにより、道路が浸水しても建物は浸水しないなど、面的な方策を検討することも考えられないか。

また、自分で浸水を防御できるような構造、例えば建物の周りをブロックで囲うなどについて、課題もあるとは思いますが、そういうことも考えられるのか。

(事務局) 今いただいた御意見が、防災指針の検討の一つのポイントであると認識している。

他市の防災指針では、完全には取り去れないリスクとして、例えば嵩上げが推奨されるなどの記載があるが、本市に当てはめた時に、どのような取組ができるのかを検討していきたい。

(村山委員) 今後の取組事項の中で、地域住民との意見交換を予定しているとの記載があると思うが、市や審議会がリスクを認識していても、実際に住んでいる方がリスクを認識していないと後々大変だと思う。

住んでいても大丈夫だと思いたいバイアスは、人間誰もが持っているもので、何が起こってもおかしくないという前提で、起きてしまった際に、後から「市が言わないからいけない」とならないように、十分に学ぶ機会が確保できればよいと思う。

今の雨の降り方などを見ていると、どこも安全な場所はないぐらいに思っておいた方がよいと思う。

その中で、ここに逃げると助かりやすいとかがあると思うので、そう

いう意味で地域の人が地域のことを学ぶ機会は、結構重要であると思った。

(加藤委員) 災害ハザードの話がいくつか出ていたが、不動産業者は売買する際に物件を把握するため、必ずハザードマップを添付し、説明も行っている。

そのため、売買する方は、リスクについて理解いただける部分があると思うが、一方で、売買をしないでずっと住んでいる方は、理解していない可能性もある。

市としては、インターネットで公開していれば、全てに周知しているような錯覚を起こす状態があり、それを知らしめるというのは、非常に難しいことだと思う。

インターネットで公開をしているだけでも、理解度は全然違うと思われるが、インターネットでの公開は、非常に分かりづらいので、より多くの方に理解しやすいものを作っただけでよい。

(事務局) 資料54ページに「各種ハザードマップ等と防災指針の違い」という資料があり、それぞれの役割を示した内容を記載しているが、双方が連携して一体的に進めることを想定している。

防災指針は、長期的な方針であり、災害リスク分析をして、まちづくりに反映していくというものである。

ハザードマップは、災害による被害の軽減、避難行動に役立つもので、さがみはら防災マップなど、インターネット上で公開しているところであるが、市民の皆様にとって、わかりやすい情報になっているのかというところは、一部聞かれるところである。

(村山委員) 先日話を伺った、中林一樹先生（東京都立大学 名誉教授 工学博士、明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員）の事前復興まちづくりの講義は参考になった。

復旧のこと、また、何か災害が発生した際に、すぐに対策を行うということではなく、その先の復興を考え、取り組むような位置付け、文章が必要だというのは、本当に納得した。

その先を考えるという点について、市の担当課は都市計画課ということではよいのか。

(事務局) 庁内的には都市計画課が手を挙げて対応している。

(村山委員) 講義の中で中林先生から、相模原市に対する指摘があったと思うが、その対応については如何か。

(事務局) 中林先生におかれては、事前に本市のことを詳細に調べていただいた上で、様々な御指摘をいただいたものと認識している。

直近で対応できることとして、業務継続計画に関して復興に関する記述がないとの指摘があったが、その業務継続計画の中では、発災後の時間経過による局面での職員の対応が設定されている。

具体的には、仮設住宅の入居の促進等による各種の生活再建支援を行うまでの記載となっており、復興まちづくり、その先のまちづくりについての考え方が触れられておらず、これで復興ができるのかどうか課題という話があった。

これについては、既に危機管理局と情報交換を行い、業務継続計画に都市計画に関する記述を盛り込むことについて、調整を進めている。

(村山委員) もう1点話があったのは、地域に出向く際の好事例として、震災とかが起こる前に、まちづくりの話や災害リスクについて、住民自体が、従前から色々と話し合っていたから動けたという趣旨の話もあった。

そう考えると、防災指針と事前復興まちづくりは、繋がっている話だと思うが、都市計画課として何か考えはあるのか。

(事務局) 防災指針は、法改正により立地適正化計画の中に位置付ける必要があり、災害リスク分析の結果、こういった対策を位置付けていくかという取組となっている。

事前復興まちづくりも、いざ災害が起きた際の将来的な復興の姿を描くものであり、災害リスク、災害分析は重なるところであるため、市として一緒に取り組むべきと判断し、研究しながら進めている。

中林先生の話において、事前復興に関しては、市民の皆様と一緒に、例えば、復興まちづくりトレーニングを行うなど、行政だけではなく市民の皆様と共有しながら、ビジョンを作ることで、何かあった時の復興というのが、速やかにいくのではないかという御意見であったと思うので、今後の進め方について参考にしていきたい。

(村山委員) ビジョンと現状把握の両方が大事だと思う。

以前、加藤委員から話があったが、地籍調査については、いざ災害が発生した際に、土地の権利関係を明確にしていく上ですごく大事であると思う。

今後、実施するワークショップ等で、住民参加で地籍調査を進めるとか、権利関係を明らかにしておくことの大事さを伝えるとか、そのようなプログラムにすればよいと思う。

(委員長) 防災指針の策定に当たっては、資料35ページにある「災害リスクの分析」を行い、リスク評価を実施する。

その後、エリアを絞り何がリスクになっているのかを抽出し、具体的

な取組案を作成の上、住民との意見交換を想定している。

(加藤委員) 資料３５ページには、色々な災害ハザード情報が記載されており、エリアごとに想定される災害リスクの内容が記載され、エリアでの特性が出ていると思う。

相模原の平坦の地形で土砂災害を想定するよりも、津久井については、そういったことをしっかりと想定し、加えて、水郷田名についても土砂災害を想定させる箇所が一部ある。

また、地震の際には、空き家が非常に関係してくると考えており、古い建物は倒壊しやすいというのがあるが、古い建物であっても、人が住んでいると、倒壊せずに耐えることもあり、一方で、人が住んでない建物は、あまり古くなくても倒壊する場合がある。

空き家の全てを把握するのは、もちろん無理な話だが、市として積極的に取り組んでいる空き家対策と連携しながら、把握をすることも大事であると思っている。

エリアの特性に応じて各種災害が想定され、その災害の内容によって課題が異なり、エリア毎に落とし込みをしていかなければいけないと思った。

市とは、既に宅建業協会との間で色々な協定を結んでおり、今後も協力できる場所があると思う。

(落合委員) 資料２６ページの都市構造分析についてだが、「市街地整備等」の中で「今後はリニア駅開業に伴い、人びとが交流する魅力ある先進的なまちづくりを進める」とあり、リニア駅開業に伴い、その周辺の市街地の中に人々が集まる、交流するという理解をしている。

同資料の「水とみどり」の中では、「観光資源としてのポテンシャルも持っている」と記載があるが、要するに、リニア駅が開業して、さらに橋本駅に降りたいという観光的なことも考えて、人々を呼び込むようなことを考えると、都心から短時間で来て、橋本駅を降りて、緑区に行き、そこからすぐに緑があるところで遊べるというように、津久井にはそういった観光資源があると思っている。

また、橋本駅から津久井方面へ行くには、バス路線が必要だと思う。

例えば、鳥屋までリニアを使って行く、バス路線を使って行くという考え方もあり、そういう一体的な考え方も、今後、必要ではないかと思った。

(澤岡委員) 資料４７ページの「事前復興まちづくり計画」について伺う。

「住民主体で計画を検討する」というのは、まさに主語が住民だと思

うが、同資料の上段箇所には、「事前に住民の理解を得ておくことが重要」とあり、矛盾している内容が記載されている。

それだけ、この事前復興まちづくり計画は、住民の主体性をどのように引き出していくかという部分が、すごく肝になると思っている。

同資料では、ワークショップ等で意見交換とあるが、通常の運営手法ではなく、やはりスモールプラクティスの場合として、自分事にどれだけできるかである。

資料にあるような分析データを使いながら、自分事から、地域、まちへと広げていき、地域のことを普段考えている担い手の方を対象にしたワークショップというよりは、地域とは何かを考えたこともないような、普通に住んでいる方たちに対して、どれだけ地域の姿をイメージしてもらえるかが大事になってくる。

現在、様々な手法でワークショップが行われていると思うので、そういった視点で、丁寧に積み上げていくことが大事であり、それから恐らく事前復興まちづくり計画には終わりが無い。

災害が起きた時が、終わりであり、始まりであると考えていくと、今回計画を策定し一つの形ができたとしても、それをこれからプレーヤーになる方や市の中で連携していると言っても、人事異動で人が変わっていく中で、災害が起き、実際のことが起きるまでの間に、どのように共有をしていくのか。

さらに、地域の状況は日々更新されていく中で、小さなところを更新、共有しながら進めるということで、この計画を維持しながら更新し続けることがすごく大事であり、多分そこが一番難しい部分だと思う。

そのため、どのようにしたら維持、更新できるのかということを、事前にしっかりと意識して考えていかないと、作成した時点で盛り上がり、終わってしまうと思った。

(加藤委員) 恐らく、一番市が対応に苦慮している部分だと思うが、都市計画マスタープランの基本となっている集約連携型の都市構造、集約連携型のまちづくりについて、市も潤沢にお金があるわけではないので、将来に向けて、先ほどのライフライン等の維持管理費が減少するところも出てくればということであり、潤沢にお金があれば、市全体で色々な施策ができると思うが、それは現実的にはないと思う。

少しでも税収をプラスにすることを考えると、企業誘致が必要であり、どのように企業誘致をしていくかを考えると、麻溝台・新磯野でのまちづくりやロボット特区等も行っており、そういったところも含め

て、市が努力しているのは承知しているが、企業誘致も本社機能が来てくれないと税収は少ないと思う。

集約連携型のまちづくりを進めることは、現実的に非常に難しいことだとは思いますが、税収というところを中心に考え、少しずつでも広めていかないと、防災対策を含め、市域全体を網羅する施策というのは、難しいのではないかと感じており、税収が上がる方法を考えていかなければと思う。

(阿部健委員) 今の話は全くそのとおりだと思う。

集約連携型のまちづくりは、利便性の高いところは、さらに高くなり、そうでないところは衰退するという、それをまさに言葉にしており、これを前面に出してよいのかといつも思うことがある。

相模原市は大きく二つの特性を有しており、緑が多い地域は、不便なところもそれなりにあり、衰退の方向が考えられる生活拠点があり、何をもって生活拠点なのか、そういう話を確認したことがある。

集約連携型のまちづくりは、すごく効率がよいイメージがされてしまい、豊かなところはより豊かに、限界集落のような集落は、その状況を進めるようなイメージもある。

財政の観点も重要であり、やむを得ないとは思いますが、そういう考えについて意見として伝えたい。

(阿部善博委員) 事前復興まちづくり計画について、20数年前に若手議員の会において他自治体の職員とともに、阪神淡路大震災の反省として勉強会を実施したことがある。

神戸市は復興にいち早く取り組んできたが、当時携わった職員の方の話を伺うと、発災した際には対応すべきことが多く、事前に準備をしておけばよかったと思うことばかりだったとのこと。

そのことから、とにかく事前にできることは事前にやっておくべきという考えから、復興に向けた手順の明確化、迅速な復旧・復興の手順や国・県等関係機関との連絡体制の整理が必要であり、併せて復興に向けたスケジュールや目標、資源の最適配分など、どのようなことが必要なのか、重機も含めて考える必要があると感じた。

その場にならないとわからないという話もあるが、実際に考えると、当たり前のことしかなく、それをどのようにして、維持、利用するか、また、誰が行うのかなど、予め整理しておくことが必要である。

加えて、関係者の協力体制や市民はどうするのかであるが、市民

も他人事ではなく、一緒に協力して、何ができるかということを経前に整理することにより、関係者で知恵を絞って、その結果、安心感が得られるということから、勉強会では、事前復興まちづくりを行おうという話になっていた。

これから都市計画マスタープランの中に事前復興まちづくり計画を盛り込み、取組を進めていくこととなるが、その際、災害リスクを評価して分析し、リスクに対して地域を強靱化する必要がある等について、前回議論があった。

災害が起きてからリスクの改善に向けた取組を行うのではなく、分析によりリスクが発覚し、問題があるのであれば、災害後ではなく、今から対応すべきという話は当然にある。

過去、他都市において、ある程度比較的規模が大きい火災が発生した現場の話を伺ったが、建築基準法に沿った建築が行われていれば被害が軽減され、ここまで大きな火災にならなかったと聞いた。

事前復興まちづくりの取組に当たっては、現在、庁内連携を行っているようなので、それを進めつつ、仕組みとして現在の取組にフィードバックすることが大事である。

また、危機管理部局が行っている防災の取組にフィードバックするなどして循環させ、同じレベルで同じものを共有していく必要があると考える。

地域防災カルテというよいものもあるが、平成26年時点のもので古く、ハザードマップや別の計画を見ると原典資料が異なるなど、連動ができていないため、危機管理部局がこの場に来て、情報を共有し、連動できるようにした方がよい。

(委員長) 会議録の作成に当たり、委員長一任とすることよろしいか。

(総員) 異議なし

以上

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る
第2回相模原都市計画審議会小委員会

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	西浦 定継	明星大学 建築学部建築学科 教授	委員長	出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部土木工学科 教授	副委員長	出席
3	伊藤 由樹子	青山学院大学 社会情報学部社会情報学科 教授		欠席
4	大沢 昌玄	日本大学 理工学部土木工学科 教授		欠席
5	村山 史世	麻布大学 生命・環境科学部環境科学科 教授		出席
6	澤岡 詩野	東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授		出席
7	阿部 健	相模原市農業委員会 会長		出席
8	落合 幸男	相模原市農業協同組合 代表理事組合長		出席
9	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		出席
10	加藤 修	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 常務理事		出席
11	水野 雅男	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授		出席